

半田市地域スポーツ・文化芸術活動支援事業補助金交付要綱



(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生の土日祝日（以下「休日等」という。）の部活動を地域で活動するために、スポーツ活動及び文化芸術活動を実施している団体において、中学生の受入体制整備を図るための活動を行う団体に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象は、以下の（１）且つ（２）を満たす団体（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 各中学校が令和6年4月1日時点に実施している部活動の種目を活動する市内に活動拠点のある団体
- (2) 活動を統括する団体、もしくはその他事業計画を提出し教育委員会が認める団体

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、補助対象経費から中学生の新規受入に伴う収入等を差し引いた額に100分の90を乗じて得た額とし、事業の実施に必要な経費のうち、予算の範囲内において市長が認める額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助期間)

第5条 補助期間は、最長で3年とし、補助金交付の可否は、年度ごとに判断する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の交付決定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第3。以下「請求書」という。）を原則、事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の実施において、特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に請求書を提出することができる。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更の手続)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を申し出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助金使用実績報告書（様式第4）に必要書類を添えて翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

（検査等）

第11条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた補助事業者に対し、補助金の用途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（延滞金）

第13条 前条の規定により、補助金の返還を求められた補助事業者が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表
初年度

補助対象項目	対象経費
報償費	指導者謝金（限度額：2万円／回）
人件費	事務局人件費（限度額：30万円／年）
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	使用料、通信運搬費
委託料	システム開発費

2年目及び3年目

補助対象項目	対象経費
報償費	指導者謝金（限度額：2万円／回）
人件費	事務局人件費（限度額：30万円／年）
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	使用料、通信運搬費

様式第1（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

所在地
団体名
代表者氏名

補助金交付申請書

半田市地域スポーツ・文化芸術活動支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

（1）事業収支予算書（別紙1）

様式第2（第7条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市地域スポーツ・文化芸術活動支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、半田市地域スポーツ・文化芸術活動支援事業に係る経費にあてるもので、その他の用途に使用してはならない。
- (2) 半田市地域スポーツ・文化芸術活動支援事業に違反し、その補助事業の執行方法が不相当だと市長が認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第3（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市地域スポーツ・文化
芸術活動支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

2. 振込み口座

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合 農 協	本店 支店
口座番号		
口座種別	普通 ・ 当 座	
(フリガナ)		
口座名義人		

様式第4（第10条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

補助金使用実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市地域スポーツ・文化
芸術活動支援事業補助金の使用実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

(1) 実績報告書（別紙2）